

筑西市等公平委員会規約

昭和 43 年 3 月 31 日
公平委員会規約第 1 号

改正	昭和 45 年 3 月 31 日公平委規約第 1 号	昭和 46 年 12 月 20 日公平委規約第 1 号
	昭和 48 年 11 月 9 日公平委規約第 1 号	昭和 49 年 6 月 25 日公平委規約第 1 号
	昭和 51 年 12 月 20 日公平委規約第 1 号	昭和 55 年 4 月 1 日公平委規約第 1 号
	昭和 63 年 3 月 31 日公平委規約第 1 号	平成 12 年 2 月 16 日公平委規約第 1 号
	平成 17 年 3 月 22 日公平委規約第 1 号	平成 17 年 3 月 28 日公平委規約第 2 号
	平成 17 年 9 月 21 日公平委規約第 3 号	平成 19 年 9 月 6 日公平委規約第 1 号

(設置)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、筑西市及び筑西広域市町村圏事務組合(以下「関係団体」という。)は、共同して公平委員会を設置する。

(名称)

第 2 条 この公平委員会は、筑西市等公平委員会(以下「公平委員会」という。)という。

(執務場所)

第 3 条 公平委員会の執務場所は、筑西市役所内に置く。

(委員)

第 4 条 公平委員会の委員は、筑西市長がその議会の同意を得て選任する。

2 委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他委員の身分取扱いについては、筑西市条例の定めるところによる。

(事務職員)

第 5 条 公平委員会の事務職員は、筑西市の職員をもって充てる。

(経費)

第 6 条 公平委員会の設置及び運営に要するすべての費用は、均等割及び職員数に比例して、関係団体が負担する。ただし、不服申立て等により特別経費の支出が発生したるときは、その費用の一切は当該団体の負担とする。

2 前項の職員数は、前年度の 10 月 1 日現在の職員数とする。

(予算の計上)

第 7 条 前条第 1 項の規定による負担金は、筑西市の歳入予算に計上し、経費はその歳出予算に計上して支出するものとする。

(補則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか公平委員会の運営に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

(条例の失効)

2 関係市町村の条例は、この規約が施行された日からその効力を失う。

附 則(昭和 45 年 3 月 31 日公平委規約第 1 号)

この規約は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 12 月 20 日公平委規約第 1 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 11 月 9 日公平委規約第 1 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 6 月 25 日公平委規約第 1 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 31 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 12 月 20 日公平委規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 1 日公平委規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日公平委規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 63 年 3 月 31 日から適用する。

附 則（平成 12 年 2 月 16 日公平委規約第 1 号）

この規約は、平成 12 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日公平委規約第 1 号）

この規約は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日公平委規約第 2 号）

この規約は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 17 年公平委規約第 3 号）

この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年公平委規約第 1 号）

この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。